

○南伊豆町百人委員会設置要綱

(平成 27 年 3 月 31 日要綱第 12 号)

(設置)

第 1 条 南伊豆町は、町の自立と持続をめざし、諸課題に関する住民の意見を町政に反映させ、もって町の発展と住民福祉の向上に資するため、南伊豆町百人委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、南伊豆町内における各種政策等について町長に意見を述べることとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の部会を設置することができ、各部会で正副部長各 1 人を互選する。

- (1) 行財政改革部会
- (2) 商工・観光部会
- (3) 福祉・教育部会
- (4) 農林水産業部会
- (5) 次世代部会
- (6) その他町長が必要と判断した部会

2 委員会は、各部会の正副部長で構成する百人委員会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験等を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 次代を担う若者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、任命の日から次の年の 3 月 31 日までとする。

3 委員は、再任することができる。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(委員長)

第5条 委員会には正副委員長を各1人置き、各部長の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、総会、運営委員会及び部会とし、総会及び運営委員会は委員長が招集し、部会は部長が招集し、それぞれ議長となる。

2 委員長は、運営委員会から総会又は運営委員会招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催方法は、運営委員会で決定する。

4 会議は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くとともに資料の提出を求めることができる。

(意見の取扱い)

第7条 委員会は、会議で審議された内容を取りまとめ、総会にて町長に提出するものとする。

2 町長は、総会で提出された内容を精査した上で、これを尊重し、南伊豆町の地域の発展と住民福祉の向上のため、町政に反映させるものとする。

(報酬等)

第8条 委員には、報酬、報償金及び費用弁償は支給しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。